



栄 建 第 7 1 号
平成 19 年 5 月 8 日

国土交通省道路局長 様

千葉県印旛郡
栄町長 川崎 吉則



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

当町の道路行政につきましては、日頃より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、意見ということではありますが、道路は、国民の日常生活や経済活動を支える最も基本的な生活基盤施設であり、高速道路及びそれに接続する地域道路網と相互に連絡することにより、公共機関や主要な施設を結びつけ、時間短縮や地域間の交流と連携を促進し、物流や観光振興等による地域の活性化と救急搬送や災害時等において、国民の安全でかつ安心を確保するために、欠くことのできないものであると考えております。

また、国の財政状況等から道路特定財源について、一般財源化に向けた具体的な議論がなされておりますが、交通渋滞・騒音・振動等による住環境の悪化等、国・地方の道路整備(新設・舗装・排水・拡幅等)について、地域住民より数多くの要望が寄せられており、国・地方の道路整備に対するニーズは、山ほどあるのが現状であります。

なお、道路特定財源を一般財源化に見直すのであれば、揮発油税等の関係する税をせめて本則税率に戻すべきではないかと思っております。

今後の道路整備計画においても、バイパスや拡幅整備等において既存のストックを有効活用すれば、不必要と思われる地方の閑散とした高速道路延長計画に疑問の残るところもありますが、道路特定財源制度の趣旨を踏まえ、地方に財源の生み出すことができる道路の果たす役割等、真に必要な道路整備を計画的に進めることを強く希望します。